

2022年5月13日

各位

上場会社名 東亜建設工業株式会社
代表者名 代表取締役会長 秋山 優樹
(コード番号 1885 東証プライム市場・札証)
問合せ先責任者 管理本部総務部長 木村 徹也
(TEL 03-6757-3800)

取締役及び執行役員に対する報酬の改定ならびに
業績連動型株式報酬制度の一部改定について

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、取締役及び執行役員（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除きます。以下、「取締役等」といいます。）の金銭報酬の改定ならびに業績連動型株式報酬制度の一部改定に関する議案を2022年6月29日開催予定の第132回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役等の金銭報酬の改定

(1) 基準報酬

当社の取締役等の基準報酬(月額報酬)は、役位毎に定めた定額報酬と個々の業績評価を反映した変動報酬で構成され、更に定額報酬部分を取締役加算と固定報酬に区分しています。また、取締役加算は代表権の有無によりその額を区分しています。なお、取締役（監査等委員であるものを除きます。）の報酬額については、2019年6月27日開催の第129回定時株主総会において月額25百万円以内と決議いただき、この範囲内で支給しています。

(2) 短期インセンティブ報酬の導入

取締役等が事業年度の目標達成に取り組んだ責任と成果を公平・公正に評価した処遇を行うことで、長期ビジョン<TOA2030>の実現に向けた意識をより高め、更なる企業価値の向上に繋げることを目的として、新たに短期インセンティブ報酬を導入いたします。短期インセンティブ報酬は、各取締役等の前年度の月額報酬を基準に、業績(業績連動係数)に応じて年1回金銭報酬を支給するものです。業績連動係数は、評価項目(受注高、連結営業利益、連結純利益、株価(TOPIX対比))の目標達

成率に基づき、予め定められた算式により0%から150%の範囲で決定いたします。また、短期インセンティブ報酬の導入に伴い、取締役の報酬等の額を月額25百万円以内から年額300百万円以内（うち、社外取締役分25百万円以内）に改めさせていただくことを併せて本株主総会に付議いたします。

なお、上記報酬枠が本株主総会で承認可決されることを条件に、第132期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の事業年度についても、同期末時点における取締役等に対し、本株主総会後に短期インセンティブ報酬を支給いたします。

2. 業績連動型株式報酬制度の一部改定

（1）制度改定の概要

当社は、2019年6月27日開催の第129回定時株主総会において取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき現在に至っております。

本制度は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入いたしました。本制度導入時に設定した当初対象期間（2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度）を経過したことから、今般、対象期間（2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度）及び対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間について、本制度に係る報酬枠を改めて設定いたします。取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を強化し、取締役等が企業価値・株式価値の増大に対する貢献意識をより高めることを目的として、中長期インセンティブである本制度の報酬割合を上げ、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を33,400ポイント（うち取締役分12,200ポイント）から60,800ポイント（うち取締役分21,800ポイント）に引き上げ、対象期間（2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度）及び対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間のポイント数の上限を182,400ポイント（うち取締役分65,400ポイント）とし、本制度に基づく信託によって取得する当社株式の上限を182,400株とすることについて、本株主総会に付議いたします。

制度の一部改定は取締役等が企業価値・株主価値増大に貢献する意識を高め、企業業績の更なる向上に繋がるものとして必要かつ合理的であり、相当であると考えております。

なお、上記1.（2）短期インセンティブ報酬の導入及び2. 業績連動型株式報酬制度の一部改定については、委員長を監査等委員である社外取締役が務め、委員の過半数を監査等委員である社外取締役が占める指名報酬委員会で審議の上、その答申を踏まえて取締役会で決定しており、報酬制度に係る決定プロセスと結果の公平性・客観性・透明性は確保されているものと考えております。

(2) 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

①本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時といたします。

②本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものは、本制度の対象外とします。）及び取締役を兼務しない執行役員。

③信託期間

2019年8月（導入時）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）。

④信託金額（報酬等の額）

本制度の一部改定が本株主総会で承認可決されることを条件として、当社は、対象期間（2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度）及び対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとに、当社株式を取得する金銭を本信託に拠出いたします。当社は、本制度が終了するまでの間、原則として3事業年度ごとに、当社株式を取得する金銭を本信託に拠出いたします。ご参考として、2022年5月12日の終値2,790円で換算した場合、下記⑤の上限株式取得必要資金は約509百万円（うち取締役分約183百万円）となります。なお、当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

⑤当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記④により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。対象期間（2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度）の当社株式の取得は182,400株（うち取締役分65,400株）を上限とし、本制度が終了するまでの間、原則として対象期間経過後に開始する3事業年度ごとに、182,400株（うち取締役分65,400株）を上限として当社株式を追加取得いたします。ただし、かかる追加取得を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等と追加取得する株式の合計株数は、182,400株（うち取締役分65,400株）を上限といたします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

⑥取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。(算式)

役位別基準ポイント×業績連動係数(※1)

(※1)業績連動係数は、標準を100%として、役員株式給付規程で定められた評価項目(受注高、連結営業利益、連結純利益、株価(TOPIX 対比))の目標達成率に基づき、予め定められた算式により0%から150%の範囲で決定いたします。

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイントの合計は取締役分として21,800ポイント、取締役を兼務しない執行役員分として39,000ポイントを上限といたしますので、付与される3事業年度当たりのポイントの合計は182,400ポイントが上限となります。これは、現行の取締役等の報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して取締役会で決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記⑦の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会での承認可決後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記⑦の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数の累計といたします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

⑦当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記⑥に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

⑧議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

⑨配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

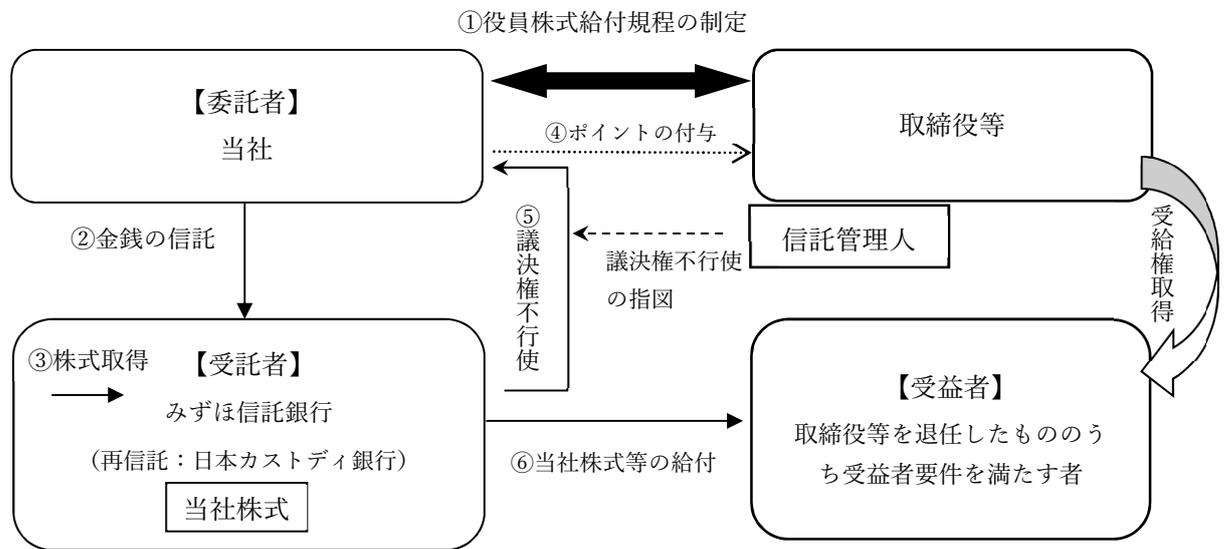
⑩信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式（上記⑦の記載に従って役員に給付される株式を除く。）については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記⑨により取締役等に給付される配当金等を除いた残額が当社に給付されます。

〈本制度の仕組み〉

株式給付信託制度（BBT（Board Benefit Trust））



- ①当社は、2019年の株主総会において、本制度導入についての決議を得て、株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定しました。
- ②当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託しています。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以 上